

令和 8 年度 瀬戸内東エリアの「食」「自然」「歴史文化」を活かした誘客事業

募集要領

1. 事業名

令和 8 年度 瀬戸内東エリアの「食」「自然」「歴史文化」を活かした誘客事業

2. 事業内容

別紙「仕様書」のとおり

3. 契約予定期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 契約金額の上限額

4,500 千円（円建て・消費税・地方消費税を含む）※事業実施にかかる全ての経費を含む。

5. 契約に関する事項

- (1) 一般財団法人神戸観光局業務委託契約約款に基づき、委託契約を締結する。契約内容は神戸観光局と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は契約締結をしないことがある。
- (2) 業務完了後、神戸観光局の検査を経て受注者の請求に基づき支払うこととする。
- (3) 契約書案 別紙(頭書及び委託契約約款)参照

6. 応募資格

下記要件をすべて満たすこと（法人、個人は問わない）。

- ① これまでに本事業と同種または関連する活動実績があること
- ② 本邦内に活動拠点を有し、当件について対応できるスタッフが常駐していること
- ③ 日本語および英語により業務上の交渉が可能な語学力を有していること
- ④ 連絡体制が整い、迅速なやりとりが可能であること
- ⑤ 守秘義務を遵守できること
- ⑥ 会社更生法および民事再生法等による手続きをしている団体でないこと
- ⑦ 過去に拘禁刑以上の刑に処せられたものでないこと
宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団およびそれらの利益となる活動を行う団体でないこと
- ⑧ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- ⑨ 神戸市・高松市・小豆島町・土庄町から指名停止措置等を受けている企業等でないこと
- ⑩ 神戸市・高松市・小豆島町・土庄町における請負および委託契約の業務について、これまで契約

- 違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと
- ⑪ 国税および地方税を滞納していないものであること
 - ⑫ 銀行取引停止処分を受けていないこと

7. スケジュール

- (1) 令和 8 年 5 月 11 日(月) 公募開始
- (2) 令和 8 年 5 月 15 日(金) 質問書の受付締切 (17:00)
- (3) 令和 8 年 5 月 20 日(水) 質問に対する回答
- (4) 令和 8 年 5 月 29 日(金) 企画提案書の受付締切 (17:00)
- (5) 令和 8 年 6 月 1 日(月) 書類選考結果通知
- (6) 令和 8 年 6 月 8 日(月) プレゼンテーション審査 ※あらかじめ日程調整ください
- (7) 令和 8 年 6 月中旬 審査結果通知
- (8) 令和 8 年 6 月下旬 契約締結

8. 応募手続き等に関する事項

- (1) 募集要領について
 - ① 募集要領等の公表、各書類の交付：令和 8 年 5 月 11 日(月) から
 - ② 交付場所：一般財団法人 神戸観光局ホームページ内に掲載 <https://kobe-dmo.jp/>
- (2) 質問及び回答
 - ① 質問がある場合は、質問書（様式 1）に必要事項を記載のうえ、7. に記載の期日までに、kobe_promotion@kcva.or.jp 宛にメール送信すること（電話・FAX による受付は行わない）。メールの件名を「令和 8 年度 瀬戸内東エリアの「食」「自然」「歴史文化」を活かした誘客事業」／事業者名」とすること。
 - ② 回答は、8.(1)②に記載のホームページにて公開。
- (3) 公募申込書・企画提案書の提出
 - ① 公募申込書(様式 2)
 - ② 企画提案書

企画提案書の書式は A4（横）版とし、表紙、目次を除き 10 ページ以内とする。タイトルは「令和 8 年度 瀬戸内東エリアの「食」「自然」「歴史文化」を活かした誘客事業」とし、別紙仕様書を十分理解したうえで、以下の項目を含んだ内容で作成すること。

 - A. FAM ツアー実施にあたり、当該地域の魅力が凝縮された行程案。なお、作成にあたっては、以下の点に留意すること。
 - a. 神戸市→小豆島→高松市の順で組み立て、最低、神戸市内で 2 泊以上、小豆島内で 1 泊以上、高松市内で 1 泊以上する 4 泊 5 日程度の行程とすること。
 - b. 各都市の移動は、神戸→小豆島は 8:15 発のジャンボフェリー「あおい」を、小豆島→高松は行程にあわせてジャンボフェリー、小豆島フェリーまたは国際両備フェリーを使用すること。高松からの帰路については問わない。
 - B. 招請する会社案（豪州から 2 社以上、国内から 1 社以上）とその理由

- C. 会社概要（法人名、代表者、事業責任者、事業内容等）
- D. 実施体制・実施スケジュール
- E. 見積書
 - a. 円建てで作成すること
 - b. 見積書には積算根拠を示した内訳を記載すること
 - c. 為替変動による契約金額の変更は行わない
 - d. 消費税および地方消費税、人件費、渡航費、通信費、交通宿泊費、物品費等、事業にかかるすべての費用を含むこと
- F. その他、特筆すべき事項（任意）

③ 提出方法

7. 記載の期日までに、PDF ファイル形式で添付のうえ、下記の通りメール送信すること。
送付後、電話で受領の確認を行うこと。

- a. 件名：「令和 8 年度 瀬戸内東エリアの「食」「自然」「歴史文化」を活かした誘客事業」／事業者名
- b. 送信先：kobe_promotion@kcva.or.jp

(4) 応募に関する留意事項

- ① 企画提案書の作成、提出等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- ② 企画提案書は神戸観光局情報公開要綱に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 8 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ③ 企画提案書等、すべての提出書類は、当事業の委託先の選考に関する目的以外には使用しない。（神戸観光局情報公開要綱に基づく公開を除く）
- ④ 期限後の提出、差し替え等は認めない（ただし、当法人が追記修正等を求める場合は除く）。
- ⑤ 企画提案書提出後に辞退する場合は、申し出ること。
- ⑥ 書類等の作成に用いる言語、通貨および単位は、日本語、日本円、日本の標準時および計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。

9. 選定に関する事項

(1) 審査方法

受託候補者の選定は、書類審査およびプレゼンテーション審査にて行う。プレゼンテーション審査は、書類審査の通過者のみ対象とする。下記に記載の評価項目に沿って当該地域各 1 名以上を含む複数人にて審査を行う。

(2) 評価項目

- ① 受託適正（法人または人材の知識・経験、類似実績、人員体制）【20 点】
- ② 提案内容の有効性（業務の理解度、提案内容の具体性・計画性・独自性等）【70 点】
- ③ 地元企業等に対する優先的取り扱い（実施体制・業務計画等）【10 点】

※地元企業とは、本社・支社・営業所等の事業所を神戸市・小豆島町・土庄町・高松市内に有する者を指す。

(3) ヒアリング

必要と判断した場合には、応募者に電話や電子メール等でのヒアリングや、追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 審査結果の通知

各応募者へメールにて通知するとともに、上記8(1)②に記載のホームページ上に公開する。

10. 問い合わせ先

神戸観光局 観光部 担当：羽東・太田

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号（三宮ビル東館9階）

電話：078-262-1905 Email: kobe_promotion@kcva.or.jp